4　第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

［一・二　略］

［5～10　略］

（権利の発行）

第十四条　［略］

2　法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

［一・二　略］

三　受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券に該当するものに限る。）　当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

［四・五　略］

3　法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる権利（次号に掲げるものを除く。）及び同項第二号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

［イ～ハ　略］

一の二　法第二条第二項第一号に掲げる権利（有価証券信託受益証券に該当するものに限る。）　当該権利に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ　当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。次号イにおいて同じ。）に該当する場合　業務を執行する社員

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社

三　法第二条第二項第四号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ　当該権利が特定有価証券に該当する場合　業務を執行する者

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる外国法人

［四～六　略］

4　［略］

4　第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

［一・二　同上］

［5～10　同上］

（権利の発行）

第十四条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　有価証券信託受益証券　当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

［四・五　同上］

3　［同上］

一　法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

［イ～ハ　同上］

［号を加える。］

二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　業務を執行する社員

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

三　法第二条第二項第四号に掲げる権利　業務を執行する者

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［四～六　同上］

4　［同上］